

■平成28年度東ティモール共同法制研究

平成29年2月27日（月）から同年3月3日（金）までの間、大阪及び東京において、東ティモール司法省職員5名を我が国に招へいし、平成28年度東ティモール共同法制研究を実施しました。

本共同法制研究は、東ティモールにおける喫緊の立法課題である市民登録法案及び婚姻・家族法に係る民法改正に関し我が国の法制度に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、意見交換等を行うことにより、東ティモールの法案起草能力の向上を図るとともに、東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することを目的として、実施しました。



【堺市長表敬訪問（堺市役所）】

堺市においては、竹山修身市長を表敬するとともに、戸籍住民課の方から、日本の住民の登録制度について、戸籍制度及び住民基本台帳制度の関連等の観点から説明を受け、堺区役所市民課の戸籍及び住民登録の窓口を見学しました。



【南方教授との意見交換（法務省赤れんが棟）】

創価大学法学部の南方暁教授から、日本の民法における再婚禁止期間、婚姻年齢、離婚及び財産処理、事実婚、戸籍簿の形式並びに性的マイノリティに係る議論について、講義を受けました。



【法務総合研究所長表敬（法務省赤れんが棟）】

今回は、従前大阪で開催していた東ティモール共同法制研究を初めて東京でその一部を実施し、法務総合研究所長の表敬等において、今後の東ティモール司法省との協力関係について意見交換しました。

本共同法制研究において、東ティモールの市民登録法及び民法を所管する司法省職員が、日本の戸籍法及び婚姻・家族法に関する講義、関係機関に対する訪問及び見学、意見交換等を行うことにより、法案起草能力の向上と共に制度の具体的な仕組みについて知見を得てもらうとともに、当所も東ティモールの法令及び司法制度に関する情報を収集することができ、有意義な共同法制研究となりました。